

(別添)

1. 構造名：

鋼製開き戸・木質系開き戸・鋼製シャッター・鋼製折りたたみ戸／複合防火設備（準耐火構造壁・床付き）

2. 構成：

本申請に係る仕様の構成等は、以下の通りとする。

- (1) 鋼製シャッター、鋼製開き戸、鋼製折りたたみ戸及びエレベーター乗り場戸は、建築基準法第2条第九号の二に規定する防火設備又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備特定防火設備とする（遮炎性）。
- (2) 鋼製シャッターは、昭和48年建設省告示第2564号に該当する構造とする（遮煙性）。
- (3) 耐熱板ガラス入り鋼製開き戸及び網入り板ガラス入り鋼製開き戸は、国土交通大臣認定の防火設備（耐熱板ガラス入り鋼製はめ殺し窓（認定番号 EB-9131）と耐熱板ガラス入り鋼製開き戸認定番号 EB-9132）を組み合わせたものとする。
- (4) 木質系開き戸は、国土交通大臣認定の防火設備（木質系開き戸 認定番号 EB-9141）とする。
- (5) (3)の耐熱板ガラス入り鋼製開き戸及び網入り板ガラス入り鋼製開き戸並びに(4)の木質系開き戸は、常時閉鎖式とする。
- (6) 鋼製折りたたみ戸は、二枚折りたたみ戸の片開き又は両開きないしは、二枚折りたたみ戸と通常の開き戸による両開きとする。
- (7) 鋼製シャッターは連装とすることができる。
- (8) 鋼製シャッター、鋼製開き戸、木質系開き戸、鋼製折りたたみ戸同士又は相互の間は、準耐火構造の壁又は厚さ0.8mm以上の鋼板製の方立（中柱・可動式中柱を含む）又は袖レールとする。
- (9) 鋼製開き戸及び耐熱板ガラス入り鋼製開き戸は、90度、180度開き及び任意角開きを含む。
- (10) 鋼製折りたたみ戸は、90度又は180度開きとする。
- (11) 壁及び床は準耐火構造とする。
- (12) 外気に向かって開くことができる窓及び排煙設備の排煙口にあつては、これを(10)の壁又は天井に設けることができる。
- (13) 当仕様を構成する空間の内装の仕上げは準不燃材料とする。
- (14) 当仕様を構成する空間の幅は昇降路の幅に、柱、はり、パイプスペース等平面計画上必要とするものを加えた最小限の幅とする。
- (15) 当仕様を構成する空間の奥行きは、可動の乗降の空間の場合で1m程度、対面式のエレベーターのあるロビーの場合で6m以内、前記以外の場合で4.5m以内とする。
- (16) (14)及び(15)における幅及び奥行きは、非常用エレベーターの避難階における乗降ロビーにあつては、消防隊の活動に必要な大きさとすることができる。
- (17) エレベーター1列の台数は、6台までとする。
- (18) 煙感知器は、消防法（昭和23年法律第186号）第21条の2第1項の規定による検定に合格したものとす。
- (19) 連動制御器は、以下の要件を満足するものとする。
 - (1) 煙感知器又は熱煙複合式感知器から信号を受けた場合に自動閉鎖装置に起動指示を与えるもので、随時、制御の監視ができるもの。
 - (2) 火災による熱により機能に支障をきたすおそれがなく、かつ、維持管理が容易に行えるもの。
 - (3) 連動制御器に用いる電気配線及び電線が、次に定めるものであるもの。
 - (i) 昭和45年建設省告示第1829号第二号及び第三号に定める基準によるもの。
 - (ii) 常用の電源の電気配線は、他の電気回路（電源に接続する部分及び消防法施行令（昭和36年政令第37号）第7条第3項第一号に規定する自動火災報知設備の中継器又は受信機に接続する部分を除く。）に接続しないもので、かつ、配電盤又は分電盤の階別主開閉器の電源側で分岐しているもの。
- (20) 自動閉鎖装置は、以下の要件を満足するものとする。
 - (1) 連動制御器から起動指示を受けた場合に鋼製開き戸を自動的に閉鎖させるもの。
 - (2) 自動閉鎖装置に用いる電気配線及び電線が、上記(19)の(3)に定めるものであるもの。
- (21) 予備電源は、昭和45年建設省告示第1829号第四号に定める基準によるものであること。
- (22) 本仕様に用いられる気密材については、使用頻度等により所要の性能が損なわれる恐れがある

為、十分維持保全を行うものとする。

(23) 当該防火設備内に物品が置かれると、所要の性能が損なわれる恐れがある為、十分維持管理を行うものとする。

申請仕様の空間構成の代表例を図1～7に示す。

なお、図中の記号は、以下の通りとする。

SS: 鋼製シャッター

SD: 鋼製折りたたみ戸

0002: 鋼製開き戸

0003: 耐熱板ガラス入り鋼製開き戸

0004: 木質系開き戸

0014: 網入り板ガラス入り鋼製開き戸

